

臨時休業中の児童生徒の過ごし方について

小田原市教育委員会

新型コロナウイルス感染拡大防止のための小中学校の臨時休業にともない、改めてお子さんの日中の過ごし方について、お子さんとよく話し合っただくとともに、次の点にご留意いただき、お子さんへのご指導をよろしくお願いいたします。

1 早寝早起きを心がけ、規則正しい生活を送るようにしましょう。

- ・学習や家の仕事などに取り組み、学校で授業が行われる時間帯は、原則として自宅で過ごしましょう。
- ・適度な運動を心がけ、テレビやゲーム機、スマートフォンなどの使い過ぎに気をつけましょう。

2 安全面に気をつけて生活しましょう。

- ・不要不急の外出を控え、換気の悪い密閉空間、多くの人が密集するところ、密接した近距離での会話を避けましょう。
- ・登校日の登下校では、安全に十分に気をつけましょう。
- ・不測の事態の際には迷わず 110 番通報をするなどし、「SOS！こども 110 番かけこみ所」に助けを求めたりしましょう。

3 保護者等との連絡方法を確認しましょう。

- ・保護者等が不在の場合に、すぐに連絡が取れる方法を確認しておきましょう。

4 心配なことがあったら、すぐに相談しましょう。

- ・相談したいことや、新型コロナウイルスによる不安なことがあったら、学校に連絡しましょう。
- ・学校以外の相談機関は次のとおりです。

- 小田原市教育委員会 教育相談直通ダイヤル
(月～金 8:30～16:45) 連絡先 0465-46-6034
46-6180
- 神奈川県立総合教育センター 総合教育相談
(月～金 8:30～21:00、土日祝日 8:30～17:15)
連絡先 0466-81-0185
- 24時間子どもSOSダイヤル (24時間・365日)
〔相談専用電話〕 0120-0-78310
0466-81-8111

問い合わせ先：教育指導課 指導係 連絡先 0465-33-1684

健康管理について

小田原市教育委員会

- 1 感染拡大防止のため、休業期間中においては、人の集まる場所、特に次の「3つの条件が同時に重なる場」を徹底的に避け、できるだけ自宅で過ごしてください。
 - (1) 換気の悪い密室空間である。
 - (2) 多くの人が密集している。
 - (3) 近距離での会話や発声が行われる。

- 2 咳エチケットや手洗い等の感染対策を行ってください。

- 3 免疫力を高めるために、十分な睡眠、適度な運動、バランスの良い食事を心がけてください。

- 4 毎朝、ご家庭で児童生徒の健康観察を行い、学校から配布される健康観察票へ記入してください。また、健康観察票は、登校日や学校再開時に児童生徒に持参させてください。

- 5 児童生徒に次のいずれかの症状がある場合は、保護者から「帰国者・接触者相談センター（小田原保健福祉事務所保健予防課☎32-8000）」に相談のうえ、学校へも連絡してください。
 - (1) 風邪の症状や 37.5 度以上の発熱が 4 日以上続いている。
 - (2) 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある。

問い合わせ先：学校安全課 保健係 連絡先 0465-33-1691